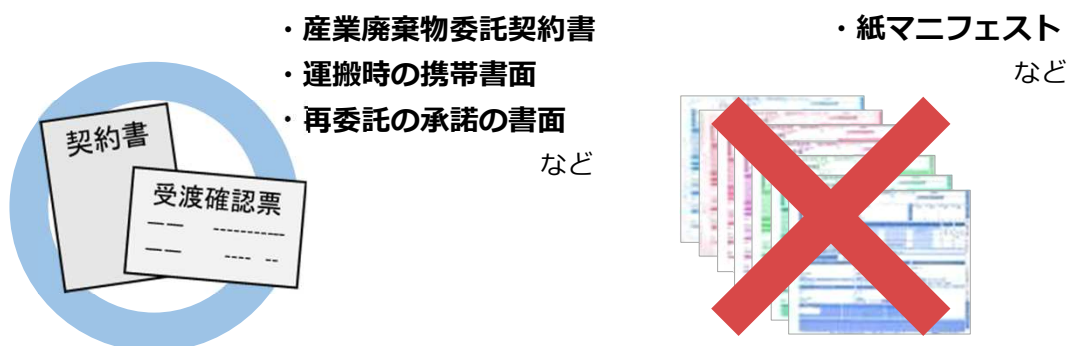


契約書等はデータで保存しておいてもいいの？

Q 契約書等はデータで保存しておいてもいいの？

A 産業廃棄物の委託契約書等はデータ上での保存でも問題ありません。

■ 産業廃棄物関連の主な書面で電子化して良いもの・ダメなもの



◇ 電子化して良いものとダメなものがあります。

平成17年に施行されたe-文書法により、保存などが義務付けられている書面の一部がデータ上で作成・保存・交付できるようになりました。

廃棄物処理法でも契約書や運搬時の書面などがこのe-文書法の対象となっています。これにより、産業廃棄物の委託契約書を電子上で締結したり、書面で締結した契約書を電子化して保存をすることができます。(契約終了から5年間保存)

これにより、書面の保管スペースが不要となり、データベースの作成など電子上での管理が可能となります。ただ、電子化をしてもデータの紛失や破損のリスクは発生しますので、バックアップの作成等の対応が必要です。社内体制に合わせて、全てを電子化する、履行中の契約は書面で管理し、保存だけのものは電子化する等、どの程度電子化するかを適切に判断することが大切と言えます。

また、すべての書面が電子化できるわけではありません。紙マニフェストは対象外のため、返送された伝票を電子化して原本を破棄することは廃棄物処理法違反となります。

なお、紙マニフェストはe-文書法を根拠に電子化することはできませんが、JWNETの電子マニフェストを利用することで電子データとしての管理を行うことができます。

Point!

電子化してはいけないものがあることに注意が必要！！